

ID: 96

担当部署: 市民生活部 生活環境課

処分の概要	事業の変更許可		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 第16条第1項		
例 規 番 号	平成17年条例第100号		
【根拠条文】 (事業の変更許可、休止及び廃止) 第16条 前条第1項の規定により一般廃棄物処理業の許可を受けた者がその事業の範囲を変更するときは、市長の許可を受けなければならない。 2 前条第1項の規定により許可を受けた者がその事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その30日前までに市長に届け出なければならない。 【基準】 根拠条文及び長門市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第10条第1項の規定による。 (事業の変更許可、休止及び廃止届) 第10条 条例第16条第1項に規定する事業の変更許可の申請は別記様式第8号によるものとし、市長が交付する変更許可証は別記様式第9号によるものとする。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日